

福井県報

号外第55号

令和6年
10月10日(木)

火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

条 例

- ※福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例(37
・人事課) 2

本号で公布する条例のあらまし

◇福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例(条例第37号 人事課)

- 1 令和6年11月1日から令和7年1月31日までの間、知事の給料の月額を100分の30、副知事の給料の月額を100分の10減額することとした。(附則第20項関係)
- 2 この条例は、令和6年11月1日から施行することとした。

条 例

福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年10月10日

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第37号

福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例

福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例（昭和29年福井県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1～19 (略) <u>20 第3条第1項第1号および第2号に掲げる職員の給料の月額</u> は、令和6年11月1日から令和7年1月31日までの間、同項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる給料の月額から、次の各号に掲げる職の区分に応じ、当該各号に定める額を減じて得た額とする。ただし、同条第4項に規定する期末手当および福井県知事等の退職手当に関する条例第3条第1項に規定する退職手当の額の算定基礎となる給料の月額については、この限りでない。 (1) 知事 <u>別表第2に掲げる給料の月額に100分の30を乗じて得た額</u> (2) 副知事 <u>別表第2に掲げる給料の月額に100分の10を乗じて得た額</u> <u>21 (略)</u> <u>22 (略)</u> <u>23 (略)</u>	附 則 1～19 (略) <u>20 (略)</u> <u>21 (略)</u> <u>22 (略)</u>

附 則

この条例は、令和6年11月1日から施行する。